

諮問日：令和2年10月16日（令和2年度（情）諮問第10号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（情）答申第37号）

件名：特定の裁判官が特定のSNSで紹介した事件の判決の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官が特定の年月日頃に特定のSNSで紹介した事件の第1審判決及び控訴審判決の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、別紙記載1の文書を「本件第1審判決」と、同2の文書を「本件控訴審判決」といい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和2年8月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件第1審判決は、特定の判例データベースに掲載されており、東京地方裁判所が上記判例データベースを運営している特定の法人に対して提供したものであるところ、これによって当事者の氏名が不特定多数の人に明らかになっているわけではない。

そのため、本件第1審判決については、当事者の住所氏名を除き、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号の不開示情報に相当しないといえるし、本件控訴審判決についても同様であるといえる。

2 例えば、以下の部分については明らかに法5条1号の不開示情報に相当しないといえる。

(1) 本件第1審判決のうち法解釈を示している部分

(2) 犬種等を記載した別紙物件目録（ただし、マイクロチップ番号は除く。）

(3) 犬の写真

(4) 担当裁判官の氏名

平成29年度（最情）答申第11号の事案では、最高裁判所の開示文書において担当裁判官の氏名は開示されていた。

3 本件対象文書は、個人間の訴訟に関する第1審判決及び控訴審判決であるところ、夫婦間の争い又は児童の後見に関するものではない。

そのため、日本国が締結した条約を誠実に遵守することを必要とする憲法98条2項及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）14条1項に基づき、本件対象文書は慣行として公にすることが予定されている情報であると解する必要があるのであって、これと異なる解釈をすることは憲法98条2項及び自由権規約14条1項に違反するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書は、個人間の訴訟に関する第1審判決及び控訴審判決である。

当該訴訟及び判決の存在については、裁判官分限事件に係る最高裁大法廷決定の理由の中で触れられている。

本件対象文書には、訴訟当事者の住所及び氏名、主文、事実及び理由等が記載されており、これらはいずれも全体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

そのうち、官報に掲載された上記最高裁大法廷決定に記載されている情報は公表慣行がある情報に相当することから、同情報は開示した。また、その他、訴訟代理人弁護士に係る記載や標題等は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、取扱要綱記第3の2に定める部分開

示をした。

その余の部分は、いずれも公表慣行がない情報が記載されており、当事者の主張、認定事実及びこれらを基に法解釈が示された部分を含め、個人識別部分とその他の部分とを個人の権利利益が害されるおそれがないように区分して部分開示することもできないことから、東京高等裁判所において不開示としたものである。

なお、本件対象文書中の裁判官の署名及び印影についても、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるため、法5条1号ただし書イからハマまでに掲げる情報には相当せず、部分開示することもできない。

2 苦情申出人は、本件第1審判決は民間の判例データベースに掲載されており、裁判所が運営者に対して提供したものと思われるところ、これによって当事者の氏名が不特定多数人に明らかになっているわけではないから、当事者の住所及び氏名を除き、法5条1号の不開示情報に相当しないし、本件控訴審判決についても同様である旨主張する。

しかし、民間の判例データベースへの判決情報の掲載は、その掲載の要否及び掲載する情報の範囲について運営者の責任において判断されるものであり、裁判所において広く一般に公表したものとはいえないことからすれば、本件第1審判決が民間の判例データベースに掲載されていることをもって、同判決の情報が直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するとはいえない。また、不開示部分について部分開示をすることができないのは、上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年10月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年11月24日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 令和3年1月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件第1審判決のうち原判断において不開示とされた部分は、判決言渡しの年月日、裁判所職員の印影、事件番号、事件名、口頭弁論終結日の年月日、訴訟当事者の住所及び氏名、「主文」のうち第2項及び第3項、「事実及び理由」のうちの一部、裁判官の署名及び印影、別紙物件目録中の犬種等の記載及び添付写真並びに本件第1審判決の送達及び確定に関する記載であり、本件控訴審判決のうち原判断において不開示とされた部分は、判決言渡しの年月日、裁判所職員の印影、事件番号、事件名、口頭弁論終結日の年月日、訴訟当事者の住所及び氏名、「事実及び理由」のうちの一部、裁判官の署名及び印影であることが認められる。

本件対象文書中の裁判所職員の印影並びに裁判官の署名及び印影は、当該裁判所職員又は裁判官についての個人識別情報（法5条1号）である。また、本件対象文書に記載されたその他の情報は、特定の訴訟当事者間の民事訴訟における請求の内容、主張の内容、判決の結果等に関する情報であり、これらが当該訴訟当事者の氏名とともに記載されているから、上記訴訟当事者についての個人識別情報である。そして、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）に記載された情報について、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情は認められず、その記載内容に照らせば、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 (1) 苦情申出人は、本件第 1 審判決は特定の判例データベースに掲載されているが、これによって当事者の氏名が不特定多数人に明らかになっているわけではないから、本件対象文書について、訴訟当事者の住所及び氏名を除き、法 5 条 1 号の不開示情報には相当しないといえる旨主張する。

しかしながら、民間の判例データベースは、当該判例データベースの運営者が必要と認めたごく一部の事件について裁判例を掲載したものにすぎないから、そのことをもって、判決一般に公表慣行があるとは認められない上、そもそも、民間の判例データベースは、同運営者による独自の取材や編集に基づいて運営されるものであるから、本件第 1 審判決が同データベースに掲載されているとしても、そのことをもって、本件第 1 審判決が慣行として公にされている情報に該当するとはいえない。また、このような事情を踏まえると、本件不開示部分については、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあるといえるから、部分開示をすることも相当でない。

(2) 苦情申出人は、①本件第 1 審判決のうち法解釈を示している部分、②犬の犬種等を記載した別紙物件目録及び写真、③担当裁判官の氏名については、明らかに法 5 条 1 号の不開示情報に相当しない旨主張する。

しかしながら、上記①及び②の各情報は、上記 1 及び 2 (1) のとおり、いずれも法 5 条 1 号に規定する個人識別情報であり、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。そして、上記①について、これが公にされた場合には、特定の訴訟当事者間における特定の民事訴訟の事実関係や主張内容、訴訟の勝敗を分けた原因等を推知される可能性があり、また、上記②についても、これが公にされた場合には、上記民事訴訟における返還請求の対象となった犬を特定される可能性があるといえ、当該訴訟当事者の権利利益が害されるおそれがあると認められるから、これらについて、いずれも取扱要綱記第 3 の 2 に定める部分開示をすることはできない。

また、上記③については、本件対象文書において不開示とされたのは裁判

官の署名であり、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、職務の遂行に係る情報には当たるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これが公にされた場合には、偽造など悪用されることを誘発して、個人の権利利益が害されるおそれがあることからすれば、同号ただし書に規定する情報に相当するとはいえない。このことからすれば、苦情申出人が指摘する事案において裁判官の氏名が開示されていたことと同視することはできない。

(3) 苦情申出人は、憲法98条2項及び自由権規約14条1項に基づき、本件対象文書は慣行として公にすることが予定されている情報であると解する必要がある旨主張するが、自由権規約14条1項は判決文の全文公開を定めたものとは解されないから、同主張は独自の解釈であるといわざるを得ない。

(4) したがって、苦情申出人の主張はいずれも採用できない。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 判決（東京地方裁判所民事第30部）
- 2 判決（東京高等裁判所第15民事部）